

公立大学法人福知山公立大学の地方独立行政法人会計に関する  
アドバイザー業務公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

公立大学法人福知山公立大学の地方独立行政法人会計に関するアドバイザー業務について、事業者を「公募型プロポーザル方式」により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

公立大学法人福知山公立大学の地方独立行政法人会計に関するアドバイザー業務

(2) 契約期間

契約締結の日から締結日の属する事業年度（平成28年度）の財務諸表についての地方独立行政法人法（以下「法」という。）第34条第1項の規定に基づく市長の承認の日まで。ただし、法第39条の規定による解任等特段の事情がなければ、翌事業年度（平成29年度）及び翌々事業年度（平成30年度）についても再任するものとする。

(3) 業務の内容

公立大学法人福知山公立大学が地方独立行政法人会計基準の理解を深めるとともに、日々の会計処理、内部統制について指導・助言を受け、適正な決算書類を作成するための支援業務である。

詳細は別添「公立大学法人福知山大学の地方独立行政法人会計に関するアドバイザー業務仕様書」による。

(4) 履行場所

〒620-0886

京都府福知山市字堀3370

公立大学法人福知山公立大学事務局

(5) 契約金額

2,700千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限額とする。

(6) 担当部署

〒620-0086

京都府福知山市字堀3370

公立大学法人福知山公立大学 総務企画・財務グループ 担当：足立、矢野

TEL 0773-24-7100 FAX 0773-24-7170

E-mail general@fukuchiyama.ac.jp

3. 参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事更生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 平成23年4月1日以降に公立大学法人の会計監査人として監査業務を受託し、履行した実績を有する者であること。

#### 4. 参加方法

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、参加申込書及び提案書を指定期限までに提出すること。

#### 5. 参加申込書の提出

- (1) 平成28年11月7日（月）から平成28年11月18日（金）まで  
（ただし、土曜日、日曜日を除く、午前9時から午後5時まで）

- (2) 提出場所

〒620-0086

京都府福知山市字堀3370

公立大学法人福知山公立大学 総務企画・財務グループ

TEL 0773-24-7100 FAX 0773-24-7170

E-mail general@fukuchiyama.ac.jp

- (3) 提出書類

参加申込書（様式1）

- (4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、平成28年11月18日（金）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

#### 6. 質問及び回答

- (1) 受付期間

平成28年11月7日（月）から平成27年11月18日（金）まで

（ただし、土曜日、日曜日を除く、午前9時から午後5時まで）

- (2) 提出場所

〒620-0086

京都府福知山市字堀3370

公立大学法人福知山公立大学 総務企画・財務グループ

TEL 0773-24-7100 FAX 0773-24-7170

E-mail general@fukuchiyama.ac.jp

(3) 質問方法

別紙「質問票」（様式9）に質問内容を記入し、上記（2）の提出場所へFAX又は電子メールで送付すること。なお、電話、口頭での質問は受け付けない。

(4) 質問事項の回答

上記の期間内に受理した質問を全てまとめ、参加申込書の提出があった全ての者あてに、平成28年11月21日（月）までに、FAX又は電子メールで回答する。

7. 提案書（様式2～8）の提出

(1) 提出期間

平成28年11月7日（月）から平成28年11月25日（金）まで  
（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

(2) 提出場所

〒620-0086

京都府福知山市字堀3370

公立大学法人福知山公立大学 総務企画・財務グループ

TEL 0773-24-7100 FAX 0773-24-7170

E-mail general@fukuchiyama.ac.jp

(3) 提出書類

- ・提案書表紙（様式2）
- ・提案書（様式3～7）
- ・見積書（様式8）

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、平成28年11月25日（金）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

(5) 提出部数

正本1部、副本5部 ※提出書類の返却は行わない。

(6) その他

- ・用紙の規格はA4サイズとし、（3）の提出書類を一まとめにして左綴じにすること。
- ・なお、事業者概要書を1ページとし、各ページに通し番号をふること。
- ・正本の表紙には会社名の記載と代表者を押印すること。
- ・副本には会社名、代表者印、及び会社名を類推できる表現等（ロゴマーク、モチーフ、コーポレートカラー等）は入れないようにすること。 ※本プロポーザルの審査は提案者名を伏せて行う予定。

## 8. ヒアリング

提案者に対して、提案内容の質疑及び補足説明を求めため、ヒアリングを実施することがある。

## 9. 審査結果

別紙の「公立大学法人福知山公立大学の地方独立行政法人会計に関するアドバイザリー業務事業者選定基準」に基づき審査を行い、最も高得点を獲得した事業者を最優秀提案者として選定する。

審査結果は、提出期間終了より概ね7日以内に文書により提案者あて通知する。

## 10. 契約の不締結

最優秀提案者の選定後、最優秀提案者が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとする。

- (1) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記(1)から(5)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

## 11. 契約の解除

契約締結後、契約者について10の(1)から(6)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を公立大学法人福知山公立大学に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認めるときは、契約を解除することがある。この場合契約者は、損害賠償金を納付しなければならない。

なお、10中、「最優秀提案者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとする。

## 12. その他

- (1) 必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。
- (2) 提案書等及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 提案に要する経費は、提案者の負担とする。
- (4) 提出されたすべての書類は、返却しないものとする。ただし、このプロポーザルに係る審査以外に使用しない。
- (5) 提案書等に虚偽の記載をした場合には、失格とする。
- (6) 提案書等の受理後の差し替え、及び追加・削除は、原則として認めない。
- (7) 提案書の提出者が1者であった場合は、評価基準による得点が6割を超え、かつ選定審査会で認めたものであることを条件に、契約の相手方として特定することがある。
- (8) その他、定めのない事項については、公立大学法人福知山公立大学の諸規程、その他関係法令等に従うものとする。